

無料税務相談(要事前予約)

- ・期日 11月14日(※)
- ・時間 13:30~16:00
- ・場所 役場2階 第1会議室



・問い合わせ先  
税務会計課 税務室 ☎26-2237(直通)

※相談時間については30分を目安に受け付けますが、相談内容により時間が前後する場合があります。

今月の納税

- 固定資産税……………3期
- 国民健康保険税
- 介護保険料……………4期
- 後期高齢者医療保険料

納期限 10月31日(※)

コンビニエンスストア、LINE Pay、PayPayでも納付できます。また、便利で確実な口座振替もご利用ください。

11月15日(※)までが受け付けです  
電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金



令和5年度の住民税均等割が非課税の世帯に対し、1世帯あたり3万円の現金給付を行っています。給付金の対象者で手続きがお済みでない人は、期限までに手続きをしてください。

▼対象

6月1日時点で吉岡町に住所を有し、世帯全員が令和5年度の住民税均等割が非課税の世帯の世帯主。  
※課税者の被扶養者のみからなる世帯は対象になりません。  
※令和5年1月1日時点で日本国内に住居登録がない人を含む世帯は対象になりません。

▼申請方法

- ①次のいずれかに該当する世帯
- 令和5年1月1日以前から世帯全員が吉岡町に住居登録されている世帯
  - 令和5年1月2日以降に吉岡町に住居登録された世帯員がいるが、町で課税状況を確認できる世帯

8月に「支給要件確認書」を

送付しました。受給を希望する場合は必要事項を記入して返送してください。

- ②令和5年1月2日以降に吉岡町に住居登録された世帯員がおり、町で課税状況を確認できない世帯

課税状況を確認するために窓口で申請をする必要があります。申請書は町ホームページからダウンロードまたは窓口で受け取ってください。  
※審査の結果によっては支給が認められない場合があります。

▼確認書の返送期限および申請書の申請期限  
11月15日(※)

※期限を過ぎた場合は、受給資格があっても、給付金を辞退されたものと見なします。  
※詳しくは町ホームページをご確認ください。  
▼問い合わせ先  
介護福祉課 福祉室  
☎26・2246(直通)

よしおかあんしん見守り事業  
認知症保険加入制度



自宅で暮らす認知症の人を対象として町が契約者となり、認知症保険に加入できず、第三者に対する不慮の事故、自分自身のけがなどに備え、保険料を全額公費で負担します。事前登録制度とGPS機器貸し出し事業を併せて利用することで、スムーズな搜索活動や早期発見が期待できます。

▼対象

認知症などにより徘徊(はいかい)のある人で「事前登録制度」および「GPS機器貸出し事業」を利用中または利用希望の人

▼申請方法

次のものを郵送または介護高齢室へ持参  
□申請書(介護高齢室窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードできます。)

□顔写真と全身写真(1版)  
※写真は役場で撮影することもできます。申請の際はご相談ください。  
※事前登録制度に登録済みの場合は、写真は不要です。

▼問い合わせ先

介護福祉課 介護高齢室  
☎26・2247(直通)

人権についての  
作文を募集

人権作文集「明るい吉岡町39号」に掲載する作文を募集します。たくさんのご応募をお待ちしています。

- 主 題 『人権について考える  
～人とのつながりを  
大切にする社会を～』
- 内 容 人権について日頃考えていること  
や気づいたことなど
- 字 数 字数700~1,000字程度  
(1行36文字×30行  
(標題・氏名の各1行を含む))
- 締め切り 12月15日(金)
- 提出方法 生涯学習室窓口  
に持参するか、メール・FAXで提出してください。

提出・問い合わせ先  
教育委員会事務局 生涯学習室  
☎54-1054(直通) FAX 54-8448  
✉ syo-gaku@town.yoshioka.gunma.jp

月額2,000円が支給されます  
**難病患者見舞金**



いざというときの安否確認のために  
**災害時避難行動要支援者名簿**



▼対象

県が実施する次のいずれかの給付を受けている人

- 特定医療費(指定難病)
- 特定疾患医療給付
- 小児慢性特定疾病医療給付
- 先天性血液凝固因子障害等医療給付

▼支給額 月額2,000円

※毎年9月と3月に当該月分までの見舞金を支給します。

新規申請の場合は支給決定月からの支給となります。

▼申請に必要なもの

- 受給者証
- 通帳など(本人が保護者の振込先が分かるもの)

▼申請方法  
 福祉窓口にある申請書に記入し申請してください。

※すでに申請済みの人は新たに手続きする必要はありません。

▼申請問い合わせ先  
 介護福祉課 福祉室  
 ☎26・2246(直通)

▼登録方法  
 申請書に必要事項を記入し提出してください。

※申請書は窓口で受け取ってください。

▼対象(次のいずれかに該当する人)

- 要介護認定者(おおむね要介護3以上)
- 身体障害者(肢体不自由、視覚障害、聴覚障害の1・2級)
- 知的障害者(療育手帳A・B)
- 精神障害者(精神障害者手帳)

▼問い合わせ先  
 介護福祉課 福祉室  
 ☎26・2246(直通)

**助け合いのしるし ヘルプマーク**

ヘルプマークとは、外見からは分からなくても援助や配慮を必要とする人が、配慮を必要としていることを周囲に伝えて援助を得やすくなるように作成されたマークです。

●対象

県内に居住し、援助を必要としていることを周囲に知らせたい人(義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など)

●受け取り方法

福祉室または保健センター窓口で確認票を記入し、受け取ってください。障害者手帳や診断書などの提示は必要ありません。無料で交付しています。

※1人1個までです。



**ヘルプマークを身につけた人を見かけたら**

電車・バス内で席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

**問い合わせ先**  
 介護福祉課 福祉室  
 ☎26-2246(直通)

▲ヘルプマーク  
 かばんなどに付けて使います



## 定例教育委員会の傍聴

- 日時 10月25日(※)15:00～
  - 場所 町文化センター2階研修室
  - 定員 先着8人
- ※当日直接会場へお越しください。

### ▼問い合わせ先

教育委員会事務局 教育総務室 ☎26-2285(直通)

乳幼児の安全のために

## チャイルドシート購入補助金



自動車の運転者は、6歳未満の乳幼児を乗車させて運転する場合には、チャイルドシートの着用が義務づけられています。町では交通事故から子どもを守るためチャイルドシート購入補助を実施しています。

### ▼対象

乳幼児を養育する親権者で、国土交通省の定める安全基準を満たすチャイルドシート(中古品を除く)を購入し、次の全てに該当する人

- 申請日に乳幼児と親権者が町に住所を有していること
- 購入日に乳幼児が6歳未満であること

- 町税を滞納していないこと
- チャイルドシートの購入から1年以内であること

※補助金を交付できる台数は乳幼児1人に対し1台です。

### ▼補助金額

チャイルドシート購入価格の2分の1(千円未満切り捨て)で、上限8,000円

### ▼申請に必要なもの

□申請書

□領収書など(購入日および購入額が記載されているもの)

□チャイルドシート付属の保証書または取扱説明書

□通帳など(振込先が分かるもの)の写し

### ▼申請方法

ぐんま電子申請受付システムまたは協働安全室□で申請してください。



▲ぐんま電子申請受付システムはこちら

### ▼問い合わせ先

総務課 協働安全室  
☎26・2243(直通)



ヘルメットを着用しましょう

## 高校生等自転車用ヘルメット購入補助金



群馬県交通安全条例の改正により、令和3年4月から自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となりました。

自転車事故が多く、ヘルメット着用率の低い高校生世代に向けて、着用の促進を図るため、補助を実施しています。

### ▼対象

申請年度に満15歳～満18歳に達する中高生の保護者で、安全基準を満たすヘルメット(中古品を除く)を購入し、次の全てに該当する人

- 申請日に中高生と保護者が町に住所を有していること
- ヘルメットの購入から1年以内であること

※申請回数は着用者1人につき1回限りとなります。

### ▼ヘルメットの安全基準

- SGマーク
- JCFマーク
- CEマーク
- GSマーク
- CPSマーク
- その他町長が認めるもの

### ▼補助金額

ヘルメット購入価格の2分の1(1,000円未満切り捨て)で、上限2,000円

### ▼申請に必要なもの

□申請書

□領収書など(購入日、商品名および購入額が記載されているもの)

□ヘルメット付属の保証書または取扱説明書

□安全基準を満たしていることが分かる書類

□通帳など(振込先が分かるもの)の写し

### ▼申請方法

ぐんま電子申請受付システムまたは協働安全室□で申請してください。



▲ぐんま電子申請受付システムはこちら

### ▼問い合わせ先

総務課 協働安全室  
☎26・2243(直通)